可決した議案の内容

町田市特別会計条例の一部を改正する条例

町田市駐車場事業会計及び町田市鶴川駅北土地区画整理事業会計を廃止するため、所要の改正をするもので、平成二〇年四月一日から施行されます。

スポーツ及び文化に係る事務の管理及び執行に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二四条の二の規定に基づき、市長がスポーツ及び文化に関する事務の管理及び執行を行うことを定めるため制定し、併せて、附則の中で関係する条例について、一括して所要の改正をするもので、平成二〇年四月一日から施行されます。

町田市組織条例等の一部を改正する条例

二〇〇八年四月に組織改正を行うため、関係する条例について、一括して所要の改正をするもので、平成二〇年四月一日から施行されます。

政治倫理の確立のための町田市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

郵政民営化及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、資産等の用語を整理する必要があるため、所要の改正をするもので、公布の日から施行し、改正後の第二条第一項の規定（第四号を除く。）は平成一九年九月三〇日から、改正後の第二条第一項第四号の規定は平成一九年一〇月一日から施行されました。

町田市市税条例の一部を改正する条例

郵政民営化に伴う用語の整理及び新信託法の施行に伴う法人課税信託を受託する個人に対する軽減税率の適用をするため、所要の改正をするもので、公布の日から施行し、改正後の第二〇条の二第一項の規定は平成一九年九月三〇日から、改正後の第三六条第二項の規定は平成一九年一〇月一日から適用されました。

町田市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の一部を改正する条例

郵政民営化に伴い、用語を整理する必要があるため、所要の改正をするもので、公布の日から施行し、改正後の町田市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の規定は、平成一九年一〇月一日から適用されました。

町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例

高ヶ坂小学校及びつくし野小学校の校内に学童保育クラブを新たに設置するため、所要の改正をするものです。

町田市文化交流センター条例

旧ぱるるプラザ町田のうち五・六・七階のホール、会議室等を町田市文化交流センターとして設置するため、地方自治法に基づく公の施設として条例を制定するもので、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

町田市清掃事業場条例の一部を改正する条例

町田市剪定枝資源化センターの新設及び竜谷事業場の廃止並びに条例全体の規定を整備するため、所要の改正をするものです。

町田市町区域の新設に伴う関係条例の整理に関する条例

一二月一日に実施された町区域の新設（木曽東一丁目から四丁目及び木曽西一丁目、四丁目、五丁目）及び住居表示の施行に伴い、当該区域に存する施設の所在地等の表示が変更されるため、当該施設の所在地等が規定されている関係条例を一括して整理することを目的として、制定するもので、公布の日から施行し、改正後の町田市役所支所設置条例、町田市立児童遊園条例、町田市立学校設置条例、町田市地域センター条例及び町田市営住宅条例の規定は、平成一九年一二月一日から適用されました。

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

九月に、相原・小山地区地区計画の変更並びに小山ヶ丘東地区地区計画、まちだテクノパーク地区地区計画、多摩境駅前地区地区計画及び小山ヶ丘西地区地区計画の決定があったため、所要の改正をするもので、公布の日から施行されます。

町田市立図師小学校新築工事請負契約

忠生第一小学校の児童増による大規模化を解消するとともに、学校の適正な規模による運営を確保するために新設する町田市立図師小学校を建設するための工事請負契約をするものです。

町田市立図師小学校新築電気設備工事請負契約

町田市立図師小学校の建設に伴い、電気設備工事請負契約をするものです。

町田市立図師小学校新築空気調和設備工事請負契約

町田市立図師小学校の建設に伴い、空気調和設備工事請負契約をするものです。

町田市立図師小学校新築給排水衛生設備工事請負契約

町田市立図師小学校の建設に伴い、給排水衛生設備工事請負契約をするものです。

町田市学童保育クラブの指定管理者の指定について

地方自治法第二四四条の二第六項に基づき、新たに指定管理者とする一箇所の学童保育クラブ及び指定期間が終了する五箇所の学童保育クラブの指定管理者を指定するものです。

請願の審査状況

平成一九年第四回定例会には七件の請願が提出され、継続審査となっていた二件とあわせて審査を行いました。結果、九件が採択となりました。

なお、継続審査となっていた請願のうち、二件は取り下げられました。

詳細は次のとおりです。

【取り下げられた請願】

◎「違法な小野路生コン工場の操業禁止、工場撤去」に関する請願

◎鶴川駅北土地区画整理事業完了の撤回並に地番付与と住居表示に関する請願

採択

◎旧忠生・図師緑地保全の森の平坦部を除く山林部分の保全に関する請願

◎三輪地域の自然環境を守ることを求める請願

◎「小野路生コン工場」の建設・操業に対して適正な指導を求める請願

◎高齢者の生活を守る健全な社会保障制度を求める意見書採択の請願

◎税制改革に伴い負担増となった国民健康保険税・介護保険料等の見直しを求める請願

◎市庁の窓口サービスの対応に関する請願

◎小山・小山ヶ丘地域の保育所・学童保育クラブの増設と子育て支援施策の拡充及び予算の大幅増額を求める請願

◎揮発油税（ガソリン税）の暫定税率のゼロ凍結を求める意見書の提出を求める請願

◎保護者のニーズに応え、保育の質を支えるために町田市がさらに努力することを求める請願

請願の処理経過及び結果報告

平成一九年第三回定例会において採択された請願について、市長から処理経過及び結果について報告がありました。

南町田・鶴間公園第二スポーツ広場にトイレを新設することを求める請願

請願代表者に趣旨・要望を改めてお聞きし、設置場所や管理方法などについて、現在、協議を行なっております。

境川サイクリング道路（小田急線以西）にトイレ・ベンチ等を備えた休憩所を作ることを求める請願

一　境川流域の公園や緑地内にトイレ・ベンチを設置することについては、境川に近接している公園や緑地などは小規模のものが多く、管理面及び近隣住民との関係もあり、設置場所の有無も含め、現在検討しております。

二　境川クリーンセンターの敷地については、現在、跡地の利用について地元の協議会と話し合いを行なっており、トイレ・ベンチを設置することについては、今後の土地利用の協議と並行して検討してまいります。

三　境川沿いの東京都の土地に関して、所管する東京都建設局河川部は、旧河川敷等の用地はあるものの、もっぱら河川管理のための土地であり、ベンチの設置は行なわないとの見解で、昨年度より設置はされていません。

しかし、実際に管理を行なっている東京都南多摩東部建設事務所からは、今回の町田市の要望を受け、一部の用地にベンチを設置することを検討するとの回答を得ております。

四　神奈川県所管の根岸橋上流の土地に関して、神奈川県相模原土木事務所はトイレ・ベンチの設置については行なわれないとの回答です。しかし、今後も神奈川県に対し、トイレ・ベンチの設置を引き続き要請してまいります。

請願の出し方

①　市・国等への要望を文書で提出してください。（請願の件名・要旨・理由などを簡潔に書いてください。）

②　請願者の住所（法人・団体の場合は、所在地及び法人・団体の名称）を記入し、請願者（法人・団体の場合は、代表者）が署名、または記名押印（ゴム印、パソコン等で記入した場合は押印）をしてください。

※請願者が２名以上のときは、外何人と記入し、その方たちが、上記と同じ方法で記入した署名簿を添付してください。

③　請願書の表紙に、１名以上の紹介議員（市議会議員）の署名または記名押印をしてもらい、議会事務局議事係へ提出してください。

※様式は次のものを参考にしてください。請願書の用紙は、議会事務局で必要な方にお渡ししていますので、遠慮なくお申し出ください。

（表　紙）

決　裁　欄

請願第　号
（請願の件名）　請願

請願者
住所　●●●●
氏名　●●●●
外　●●人

紹介議員

電話　●●●●

（本　文）

●●●●に関する請願
（題名を記入）

請願要旨
●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●
（請願の要旨を簡潔に書いてください。）

年　月　日
議長名を記入
町田市議会議長　●●●●様

請願者の代表者の氏名・住所等の公表

提出された請願書の記載事項で、請願者（２人以上で提出の場合は代表者のみ）の住所・氏名・団体名は、公表されますので、予めご了承ください。

（請願・陳情文書表、町田市議会会議録、町田市議会ホームページの会議録の検索等で公表されます。）

＊　請願はいつでも受け付けます。

定例会の開催される月（３、６、９、12月）の５日の午後５時までに提出された請願は、その定例会の会期中に審査されます。（５日が土曜日の時は７日の午後５時、日曜日または休日の時は６日の午後５時までとなります。）